

ネットで名誉棄損 「一般と同じ基準」

中傷書き込み有罪確定

最高裁が初判断

インターネット上で虚偽の内容で企業を中傷した男性会社員(38)について名誉棄損罪が成立するかどうか争われた刑事裁判の上告審で、最高裁第一小法廷(白木勇裁判長)は男性の罰金刑を確定させる決定をした。15日付。第一小法廷は、ネット上の書き込みなら名誉棄損罪成立の判断が緩やかになるかどうかについて「個人利用者によるネット上の表現行為でも成立判断は緩やかにはならない」とする初判断を示した。

(中井大助) Ⅱ3面に関係記事

一審・東京地裁判決は、マスコミや専門家がネットを使って情報を発信する場合と比べ、個人利用者が発する情報の信頼性は一般的に低いと指摘。個人利用者に求められる基準の調査をして書き込んでいけば罪は成立しない」と述べ、従来と同罪の成立に比べ緩やかな基準を示して無罪とした。

しかし、二審・東京高裁はこの基準を否定して男性に罰金30万円を宣告。男性側が上告していた。

今回の決定で第一小法廷

「確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるとき」だけだとする考え方を示した。

この考え方にたつて男性のケースを検討。「一方的な立場から作成された資料に基づき、関係者に事実関係を確認することも一切なかった」などの点から、「罪が成立する」とした二審判決が相当と結論づけて弁護側の上告を棄却した。

男性は2002年10〜11月、ラーメン店をフランチャイズ展開する東京都内の企業が宗教団体と関係があるとする虚偽の内容を、自分が開設していたホームページに書き込んだとして04年に名誉棄損罪で在宅起訴された。

インターネット上の表現をめぐる、最高裁は刑法の名譽棄損罪成立の基準に関する初判断を示した。結論は、これまでの基準と同じ。ネットだからといって安易な気持ちで書きこんでも、内容が虚偽の場合は刑事責任を問われる事態も起こりうる。

(中井大助) Ⅱ1面参照

名誉棄損罪の刑法の条文は、社会的地位を低下させていても、公共性のある内容を公益目的で公にした場合、「真実であることの証明があったときは、罰しない」と記している。一方、真実性は証明されていないが、真実と信じる相当な理由があった場合はどうなのか。

最高裁大法院は1969年の判決で「事実であると誤信し、誤信したことについて確実な資料、根拠に照らして相当の理由があるときには、犯罪の故意がなく、罪は成立しない」と判示している。単に「相当な理由」とせず、「確実な資料」を求めている点で厳しいが、その背景には名誉が一度傷つけられれば、回復することは困難だという考え方があ

今回の事件では、大勢の人が書き込んでいるインターネットについて、別の基準を設け、より柔軟に解釈すべきかどうかが争点となった。

一審・東京地裁はネット上では反論が容易であることや、そもそもネットでは、個人利用者が書いている内容はマスコミや専門家が紙媒体な

(中井大助) 11 面参照

どで書いてきた記述と比べ、信頼性が低いとされている点を考慮し、「同じ基準をあてはめるべきではない」と判断。より緩やかな基準を用いれば「ネットの個人利用者が自己検閲で萎縮（いしゆく）することなく、情報や思想の自由な流通

後絶たぬ

情報発信の舞台が従来の新聞や雑誌、書籍などから、だれでも手軽に書き込めるインターネットの世界へと移り、発信者の匿名性も相まって、トラブルは年を追うごとに膨らみつつある。

昨年9月、福岡県久留米市の市道で、指定暴力団の最高幹部の乗る車に10人のダンブカーが突っ込む事件があり、対立する暴力団組長が暴行などの罪で起訴された。この組長は公判で「(インターネットの)『2ちゃんねる』に、びびってると書き込まれ、腹立たしかったのでやった」と動機を明かした。

ネット上の掲示板サイトや
自らのホームページやブログ
は、誰でも書き込めるうえ、
たいていは匿名だが、書きこ

が確保される」との考え方を述べたうえで、こうした基準に照らして男性は無罪だと結論を導いた。

これに対し、東京高裁、最高裁は「従来通りの基準をあてはめるべきだ」とした。これは逆に言えば、「情報を発信する以上は、相応の責任を負うべきだ」との立場だ。実際、様々な個人利用者がネット上に情報を発信している現在、その信頼性が必ず低いとはいえないだろう。

みの主が特定されると、民事・刑事上の責任が問われることもある。お笑いタレントのブログに「殺人事件の共犯だ」などと虚偽の中傷を繰り返したとして、未成年者を含む多数の男女が書類送検される事件が昨年、警視庁に摘発され表面化した。

その後、自分のホームページで知人男性の顔写真を公開した上で、複数の女性に性的暴行を加えたとする虚偽の書きこみを6回繰り返したとして、名誉棄損容疑で大阪地検が男を逮捕（09年12月）▽「2ちゃんねる」にうその書きこみをして銀行員を中傷したとして、岐阜県警が大学職員を同容疑で逮捕（10年3月）など、刑事事件に発展するケースは後を絶たない。